

5 支援に関することについて

(1) 平成 30 年度 実地指導における主な指摘事項

※以下の「基準省令」とは、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）」を指す。

- ① 内容及び手続きの説明 [基準省令第 12 条]、運営規定 [基準省令第 37 条]
重要事項説明書、契約書及び運営規定において、説明すべき内容に不備があったため整備すること。
【事例】従業者の勤務体制、サービス提供時間等が届出内容と違う。提供するサービスの第三者評価の実施状況が記載されていない。キャンセル料の記載、制度外サービスの記載。日用品費の画一的徴収（月額〇〇円）。行政機関窓口の連絡先・所管課の相違。日付・署名記載漏れ。
- ② 支援提供の記録 [基準省令第 21 条]
支援を提供した際は、その都度支援の提供日、内容その他必要な事項を記録すること。また、保護者から支援を提供したことについて確認を得ること。
【事例】児童発達支援（放課後等デイサービス）提供実績記録票に保護者のサインを得ること。欠席の際は当該障害児の状況を確認するだけでなく、引き続き利用を促進するなどの相談援助を行い、その内容を記載すること。
- ③ 通所給付費の額に係る通知等 [基準省令第 25 条]
法定代理受領により給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、保護者に係る給付費の額を遅滞なく通知すること。
- ④ 基本取扱方針 [基準省令第 26 条]
支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、自ら評価を行うとともに、保護者による評価を受けて、その改善を図ること。
【事例】児童発達支援ガイドラインを参考にし、事業者向け、保護者向け評価表を活用し、自己評価及び改善の内容を公表すること。おおむね 1 年に 1 回以上、インターネットの利用等により公表すること。
- ⑤ 児童発達支援（放課後等デイサービス）計画の作成 [基準省令第 27 条]
児童発達支援管理責任者は、支援計画の作成にあたっては原案を作成し、原案について会議を開催し、検討の内容を記録すること。
児童発達支援管理責任者は、支援計画の作成後、モニタリングを行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上、支援計画の見直しを行うこと。支援計画の見直しに当たっては、会議を開催するとともに、見直しの内容について保護者等の同意を得ること
【事例】支援計画原案がない。支援計画に児童発達支援管理責任者氏名、日付、計画期間が記載されていない。担当者間の会議録の不備。アセスメントやモニタリングに当たっては、保護者や障害児と面接し、内容等について記録をすること。支援計画について、保護者に対して口頭のみ説明である、同意の記載がない、計画書の交付がされていない。

⑥ 勤務体制の確保等 [基準省令第 38 条]

従業者の勤務の体制を定めること。従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。

【事例】営業時間中に人がいない、サービス提供時間を通じて人員基準を満たしていない(休憩時間も含む)。勤務状況が確認できる書類(出勤簿など)が整備されていない。常勤者が常勤勤務していない、勤務時間中に当該事業所の業務に従事していない。

⑦ 定員の遵守 [基準省令第 39 条]

利用定員を超えて支援の提供を行ってはならず、定員を遵守すること。

【事例】定員超過が恒常的にみられるため、すみやかに改善するとともに、毎月、受入実績について報告すること。

⑧ 非常災害対策 [基準省令第 40 条]

本市条例に基づき、定期的(月 1 回以上)に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

【事例】月 1 回以上の避難訓練等を実施すること。非常災害に関する具体的計画を立てること。避難訓練等が画一的にならないように内容を工夫すること。記録を整備すること。

⑨ 衛生管理等 [基準省令第 41 条]

障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めること。

【事例】食器類の保管について衛生管理すること。手作りされたおやつ等の場合は、そのサンプルの保存に努めること。

⑩ 掲示 [基準省令第 43 条]

事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

【事例】利用者が見やすい場所に掲示すること。従業者の勤務体制、協力医療機関の掲示をすること。

⑪ 身体拘束等の禁止 [基準省令第 44 条]

支援の提供にあたっては、障害児や他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行わないこと。また、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

【事例】身体拘束を行った場合の記録様式やファイルを備えること。

⑫ 秘密保持 [基準省令第 47 条]

従業者等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

【事例】従業者及び従業者であった者が、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者と誓約書により取り決める等、必要な措置を講ずること。

⑬ 事故発生時の対応 [基準省令第 52 条]

支援の提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講ずるとともに、速やかに子ども福祉課に連絡を行うこと。

【事例】事故の状況及び事故に際して採った処置並びに再発防止について、記録すること。医療機関への対応、家族への連絡及び対応について、速やかに行うこと。ヒヤリハットと事故を区別して記録し保管すること。

⑭ 会計の区分 [基準省令第 53 条]

事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害児通所支援の事業の会計と、その他の事業の会計を区分すること。

⑮ 記録の整備 [基準省令第 54 条]

従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備すること。

【事例】従業者の記録や設備・備品の管理簿を整備すること。非常勤職員の出勤簿（タイムカード等）は、事業所ごとに整備すること。従業者が事業所を離れる際の記録がなされていないため、目的、時間、出張先について記録すること。従業者が他のサービスに従事した場合に、その事業に従事した時間を控除すること。法人役員が指定基準上の配置にかかわる場合（求められる配置の員数、常勤者、加算の対象者となっている等）は、勤務の記録を整備すること。雇用契約や労働条件通知書が実際の勤務と異なるため整備すること。

⑯ 変更の届出 [児童福祉法第 21 条の 5 の 20]

事業所の内容に変更があったときは、10 日以内に届け出ること。

【事例】管理者や児童発達支援管理責任者の変更届が未提出、運営規程を変更したが未届け、数か月前の変更届を提出等。

※ その他の事項についても、指定基準を遵守のうえ、適切に事業運営を行っていただくとともに、支援の質の向上に努めていただくようお願いします。

(2) 行政処分について【資料 5 別添 1「障害児通所支援事業所の指定の取消しについて」】

(3) 障害児通所支援事業所における緊急時の対応について

千葉県野田市において過日発生した小学 4 年生死亡事案に関しては、被害児童が虐待を受けている事実を「いじめに関するアンケート」に対して回答したり、長期間の欠席が続いていたりしたにも関わらず、関係機関の対応が十分になされず、死亡に至ったものと考えられます。また「いじめに関するアンケート」について、市教育委員会の職員が当該児童の保護者からの要求に抗しきれずに手交するという不適切な対応があったことも明らかになっています。

今般の事案を踏まえ、国は児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議を新たに設置し、子どもの安全を最優先に、現時点において把握している事実関係を踏まえ、『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」を決定したところです。 【資料 5 別添 2：「障害児通所支援事業所における緊急時の対応について」】

(参考) 喫煙及び受動喫煙に関すること（健康増進法の一部を改正する法律）

1 喫煙をする際の配慮義務（2019年1月24日施行）

- 喫煙をする者は、喫煙をする際は望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。
- 多数の者が利用する施設を管理するものは、喫煙場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

2 第一種施設における受動喫煙を防止するための措置（2019年7月1日施行）

(1) 対象施設

- ・ 行政機関の庁舎
- ・ 学校教育法第1条に規定する学校（専ら大学院の用途に供する施設を除く。）その他20歳未満の者が主として利用する教育施設等
- ・ 医療法に規定する病院、診療所及び助産所
- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する薬局
- ・ 介護保険法に規定する介護老人保健施設及び介護医療院
- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する難病相談支援センター
- ・ 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう。）の用途に供する施設
- ・ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業（居宅訪問型児童発達支援若しくは保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く。）、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業及び病児保育事業の用に供する施設、児童福祉施設並びに無認可児童福祉施設
- ・ 母子保健法に規定する母子健康包括支援センター
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定子ども園
- ・ 法務省設置法に規定する少年院及び少年鑑別所

(2) 必要な措置

○敷地内禁煙

以下の措置がとられた特定屋外喫煙場所を設置することができる。

- ・ 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。
- ・ 施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること。
- ・ 喫煙をすることができる場所が区画されていること。

3 第二種施設における受動喫煙を防止するための措置（2020年4月1日施行）

(1) 対象施設

第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設

(2) 必要な措置

○原則屋内禁煙

以下の措置がとられた特定屋外喫煙場所を設置することができる。

- ・ 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること。
- ・ たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
- ・ たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること。

障害児通所支援事業所の指定の取消しについて

子ども青少年局長子育て支援部子ども福祉課

下記のとおり児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の規定に基づき行政処分（指定の取消し）を行うこととしましたので、ご報告いたします。

記

1 事業所の概要

法人名及び代表者名 (所在地)	株式会社 ダイアリークリエイト 代表取締役 福山 亮太 (名古屋市瑞穂区洲山町 1 丁目 55 番地の 1 トミービル 5 階)
事業所名 (所在地)	だいありー (名古屋市瑞穂区洲山町 1 丁目 55 番地の 1 トミービル 4 階)
事業種別	児童発達支援、放課後等デイサービス
定 員	10 名
指定年月日	平成 28 年 1 月 1 日
参 考	○児童発達支援 未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うサービス。 ○放課後等デイサービス 学校（幼稚園・大学を除く）に就学している障害児に対して、授業の終了後や休業日に生活能力の向上のための訓練や社会との交流促進等の訓練を行うサービス。

2 処分の内容及び年月日

決定した処分	処分年月日
指定の取消し	平成 31 年 2 月 20 日（水）

3 処分の原因となる事実

(1) 不正な請求をしたこと（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号）

実際にはサービスを提供していないにもかかわらず、提供しているものとして障害児通所給付費を不正に請求し、受領した。人員配置基準を満たしていないにもかかわらず、人員配置基準を満たしているものとして障害児通所給付費を不正に請求し、受領した。

(2) 不正な手段により指定を受けたこと（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 8 号）

人員配置基準を満たす指導員を配置できないにもかかわらず、不正に法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定を受けた。

(3) 虚偽の変更届をしたこと（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 10 号）

児童指導員が勤務していない状態にもかかわらず、勤務しているものとして変更届を作成し、提出した。実地指導の際に、実際に雇用していない者について、勤務しているとする等の虚偽の報告を行った。

4 処分に伴う返還金額

不正請求による受領金額	34,971,143 円
加算金	13,988,457 円
合計金額	48,959,600 円

返還金は、偽りその他不正な行為により支給を受けた給付費であるため、当該給付費に 40%を加算した額を返還させる。（法 57 条の 2 第 2 項）

5 行政処分（指定取消し）による法人（株式会社ダイアリークリエイト）への影響

株式会社ダイアリークリエイトは、指定取消しの日から起算して 5 年を経過する間は法に基づく障害児通所支援事業の指定及び指定の更新を受けることができない。

また、欠格事由に該当する者が役員である法人及び管理者である事業所は、指定取消しの日から起算して 5 年を経過する間は児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の指定及び指定の更新を受けることができない。（法 21 条の 5 の 15 第 3 項 6 号）

欠格事由に該当するもの	代表取締役	福山 亮太
	取締役	福山 晃子
	事業所管理者	生田 真澄

児童福祉法**○第二十一条の五の十五**

①～② 略

③ 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号(医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。)のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。

一～五 略

六 申請者が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この条及び第二十一条の五の二十四第一項第十一号において「役員等」という。)であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

○第二十一条の五の二十四

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～四 略

五 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。

六～七 略

八 指定障害児通所支援事業者が、不正の手段により第二十一条の五の三第一項の指定を受けたとき。

九 略

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一～十二 略

○第五十七条の二

① 略

② 市町村は、指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。